A-WASS 通信　創刊号

編集：木と建築で創造する共生社会実践研究会

発 足 会

「木と建築で創造する共生社会実践研究会」（A-WASS）趣意書

― 森と里とまちをむすぶ持続可能な循環型地域づくりに向けて ―

平成 19 年度に文部科学省のオープン・リサーチ・センターとして東洋大学に設立された「木と建築で創造する共生社会研究センター」（WASS）は、産・学・官・民の幅広い関係者の参画のもとで「学校建築を主軸とした『木・共生学』の社会システムの構築と実践」をテーマに研究活動を進めました。5 年間にわたる活動を通じ、木の学校づくり、木の建築づくりを進めるための課題を明らかにし、それを実現するための林業・林産業、製材業、建築、教育、行政等にまたがる関係者の分野横断的な「ネットワーク」を構築し、新しい可能性を切り拓いてきました。

この間、平成 22 年には「公共建築物等木材利用促進法」が成立するなど、学校をはじめとする大型建築物の木造化・木質化の流れは一気に加速し、WASS の成果もこれら木の建築の現場で活かされるに至っています。

「木と建築で創造する共生社会実践研究会」（A-WASS）は、上記の WASS の理念と成果を継承し、「木の学校づくり、木の建築づくり」を核としながら、その切り口にとどまらず、持続可能な森林資源の活用を通じ、地域に根差す建築・産業・文化の継承、発展を図り、また、木の建築と木質エネルギーを結びつけ、自立的な循環型地域づくりを進めることにより、共生社会の理念の実現に向けて活動することを目的とします。

関連する各分野で創造的に思考し、行動する人々を相互に繋ぐことにより、総合的・実践的な活動を展開していきます。

平成２６年２月１日

発起人

長澤　悟（東洋大学理工学部 教授）
網野 禎昭（法政大学デザイン工学部 教授）
浦江 真人（東洋大学理工学部 教授）
杉井 範之（金山町森林組合 参事）
新貝 敏憲（有限会社新貝商店 代表取締役社長）
二国 純生（(有) 二国事務所）
角田　惇（(株) エスウッド 代表取締役社長）
花岡 崇一（森の贈り物研究会）

総　会

２月１日の発足会は８７名の方々が、北は盛岡から南は大分から馳せ参じてくださいました。３月８日同じ会場で設立総会が開らかれました。趣意書の精神を会の約束事として成文化した会則、26 年度役員、予算、研究計画（概略）が会員数 39 名、出席者 32 名（内委任状　8 名）で承認されました。その後会員登録をされた方々を含めると 50 名を超える会員数となり、年間予算を 100 万円で組んだ活動計画は始動することが出来ます。

発起人の会議で、大きな論点は三つありました。一つは WASS をどう引き継ぐかでした。木の学校づくりを調査・研究する中で、制度論として、システム論として、文化論として提起すべき課題が見えてきました。新 WASS は研究に留まらず実践に踏み込むことが必要だという合意に至りました。それが、実践研究会の名称になったいわれです。A-WASS の A は Action の A です。二つ目は会費の額です。WASS が大学の研究機関であることの最も優れた点は、公正・中立・平等の立場をとることが出来たことでした。この精神を受け継ぐために、企業・団体と一線を画した組織として個人会員制の研究会にすることにしました。年会費 2 万円という法外な額はここから来ています。そして、新しく参加を希望する方は会の活動を見極めて参加していただくために、1 年間は会員になれないとしたのです。三つ目は、研究の内容・進め方です。「共生社会」をどうとらえるかは WASS では具体が見えませんでした。わが国の現状から、今必要なのは「小さな学校」・「小さな公共施設」・「小さな地域社会」を核とした「持続可能な共生社会」であるという作業仮設のもと、具体的な対象を設定したフィールドワークを始めることだと考えました。この議論は、4 月のセミナーで深めていきます。

A-WASS は、創意・自立・協働の組織でありたいと思います。会員の方々とともに歩みます。（花岡）

役員紹介

平成 26 年度　役員名簿

（注：【　】は会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位）

会　　長	長　澤　　悟	（東洋大学理工学部建築学科　教授）
副 会 長	網　野　禎　昭	（法政大学デザイン工学部建築学科　教授）【１】
	浦　江　真　人	（東洋大学理工学部建築学科　教授）【２】
運営委員	新　貝　敏　憲	（㈲新貝商店）
	二　国　純　生	（㈲二国事務所）
	角　田　　惇	（㈱エスウッド）
	花　岡　崇　一	（森の贈り物研究会）（兼　事務局長）
監　　事	杉　井　範　之	（山形県金山町森林組合）（兼　運営委員）

肩書きは平成 26 年 3 月 8 日現在

会則紹介

木と建築で創造する共生社会実践研究会（A-WASS）会則

制定　平成２６年３月８日

（名　称）

第１条　本会は、「木と建築で創造する共生社会実践研究会」と称する。

２　本会の英語名称を「Action-oriented Study Group on Wood and Architecture for Symbiosis Society Creation」とし、略称を「A-WASS」とする。

（目　的）

第２条　本会は、平成１９年度から２３年度まで文部科学省のオープン・リサーチ・センターの一つとして東洋大学に設立された「木と建築で創造する共生社会研究センター」（WASS）の理念と成果を継承し、「木の学校づくり、木の建築づくり」を核としながら、その切り口にとどまらず、持続可能な森林資源の活用を通じ、地域に根差す建築・産業・文化の継承と発展を図り、また、木の建築と木質エネルギーを結びつけ、自立的な循環型地域づくりを進めることにより、共生社会の理念の実現に向けて総合的・実践的に活動することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　構成員限定又は非構成員にも公開しての研修会等の開催

（２）　調査及び研究

（３）　構成員に対する情報の提供並びに構成員相互の意見の交換及び情報の共有

（４）　構成員以外の関係者に対する助言及び情報の提供

（５）　その他、総会において議決された事業

（構成員）

第４条　本会は、本会の目的に賛同し、本会の事業に参加し及び本会の事業の実施その他本会の運営に協力する意思を有する個人により構成する。

２　前項の構成員を分けて、会員及び会友とする。

３　会員は、会友となってから１年以上の期間にわたり前条（１）に定める事業に参加することにより、その資格を得る。ただし、「木と建築で創造する共生社会研究センター」（WASS）の活動に参加した実績を有する者については、この限りではない。

４　会員は、それぞれが個人としての活動を通じて本会の目的の達成に向け努力するほか、本会の事業その他の関連活動への参加を通じた自己研鑽及び本会の目的や事業についての普及に努めるものとする。

５　会友は、本会の事業への参加、本会の目的や事業についての普及等を通じて本会の目的の達成に協力するよう努めるものとする。

６　運営委員会は、本会の名誉を著しく傷つけ又はその目的に反する行為をしたと認められる構成員について、当該構成員に事前に弁明の機会を与えた上で、除名することができる。

（会費等）

第５条　本会の会費は、別表１のとおりとする。

２　会友は、前項の会費のほか、本会の事業に参加する都度、別表２に定める参加費を納めなければならない。

３　本会の構成員以外の者に対し本会の事業への参加を認める場合においても、参加の都度、別表２に定める参加費を徴収するものとする。

４　本会の事業の実施その他の運営に要する経費は、第１項の会費及び前２項の参加費のほか、各種助成金をもって充てる。

（役　員）

第６条　本会に、次の役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　２名以内

（３）　運営委員　７名以内

（４）　監事　２名以内（ただし、運営委員を兼ねることができる。）

２　会長は、本会を代表し会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これに代わり会長の職務を行う。副会長を２名置く場合にあっては、会長は、あらかじめ、会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位を定め、総会で報告しなければならない。

４　運営委員は、会長を補佐し、会務を運営する。

５　監事は、本会の運営及び財務の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、監事は、本会の運営及び財務に関し運営委員会において意見を述べるほか、本会の運営又は財務に不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

６　会長、副会長及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

７　副会長又は監事に事故があり、これらの者が行うこととされている職務の継続遂行のため緊急を要する場合は、運営委員会の議決により、他の役員又は役員以外の会員に臨時にこれらの者の職務を行わせることができる。

８　運営委員は、会員の中から会長が指名する。会長は、その指名した運営委員について、総会で報告しなければならない。

（構成機関）

第７条　本会に、運営委員会及び事務局を置く。

２　前項に定めるほか、本会に、テーマ別の部会、地域別の支部、その他運営委員会が適当と認める構成機関を置くことができる。

（運営委員会）

第８条　運営委員会は、会長、副会長及び運営委員によって構成し、次に掲げる業務を行う。

（１）　本会の事業の実施その他本会の運営に関する企画及び方針案の作成を行うこと

（２）　本会の事業の実施その他本会の運営に係る実務を執行すること

（３）　総会に提出する議案を作成すること

（４）　本会則において運営委員会が行うこととされている業務

（５）　その他、総会において運営委員会に付託された業務

２　運営委員会は、その業務を遂行するにあたり、構成員の意見に真摯に耳を傾けるとともに、運営委員会の業務遂行状況について構成員に対し適時適切な情報提供を行い、構成員から信頼を得るように努めなければならない。

３　前各項に定めるほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決によりこれを定める。

（事務局）

第９条　本会の事務局は、森の贈り物研究会事務所（〒１０３－０００４　東京都中央区東日本橋３－８－１　東日本橋コーポラス１Ｆ）内に置く。

２　事務局は、会長が指名する事務局員によって構成し、次に掲げる業務を行う。

（１）　本会の運営に関する連絡調整を行うこと

（２）　本会の会計・経理をつかさどること

（３）　本会の構成員の入退会等の手続きを処理すること

（４）　その他、運営委員会が必要と認める業務

３　事務局の業務を統括するため、運営委員の中から会長が指名する者１名が事務局長の任に当たる。

４　前各項に定めるほか、事務局の運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて事務局長がこれを定める。

（総　会）

第１０条　本会の通常総会は、事業年度ごとに１回これを開く。このほか、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

２　総会は、会長（第６条第５項に基づき開かれる臨時総会については監事）が召集し、会員の半数以上の出席をもって成立する。この場合、議案に対する賛否について書面をもってその意思を表明し又は賛否の意思の表明を他の会員若しくは会友に委任した会員は、出席会員とみなす。

３　総会における議案の採決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長（第６条第５項に基づき開かれる臨時総会においては監事）の決するところによる。

４　通常総会においては、次の事項を附議するものとする。

（１）　本会の事業の実施その他本会の運営に関する報告（監査報告を含む。）及び収支決算

（２）　本会の事業計画及び収支予算

（３）　会長、副会長及び監事の選任並びに副会長を２名置く場合の会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位の指定及び運営委員の指名の報告（これらの者について留任させる場合を含む。）

（４）　その他、本会の事業の実施その他本会の運営に関する重要事項

５　前項に定める事項のほか、次の事項については、総会に附議しなければならない。

（１）　事業計画又は収支予算の重大な変更

（２）　会長、副会長若しくは監事の交代若しくは追加選任又は副会長を２名置く場合の会長に事故があるときに会長の職務を行うべき副会長の順位の変更若しくは新規指定の報告

（３）　会則の変更（会費の額の変更を含む。）

６　会友は、総会に出席して本会の事業の実施その他本会の運営に関し意見を述べることができる。

（事業年度）

第１１条　本会の事業年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（細　則）

第１２条　この会則の施行・運用に係る細部事項を定める必要があるときは、会長は、運営委員会の議決を経て、細則を定めることができる。

附　則（平成２６年３月８日）

第１条　この会則は、平成２６年３月８日から施行する。

第２条　会則第１１条の規定にかかわらず、この会則の施行の日を含む事業年度は、この会則の施行の日から平成２７年３月３１日までとする。

別表１　会費の額

構成員の種別	会費の額
会　員	事業年度ごとに　20,000 円
会　友	事業年度ごとに　2,000 円

注：事業年度の途中で入会した場合も会費の額は上記のとおりとする。

別表２　参加費の額

（１）会友の場合

事業の種別	参加費の額
会則第３条（１）の事業	１回ごとに　1,000 円
その他の事業	運営委員会がその都度定める額

注：会則第３条（１）の事業については、学校（学校教育法に規定する学校を言い、短期大学及び大学院を含む。）の学生・生徒（定職を持たない者に限る。以下同じ。）は参加費を免除する。

（２）非構成員の場合　　会友と同額（会則第３条（１）の事業については、会友と同様、学生・生徒は参加費を免除する。）

二国レポート

消費税後の反動減に対し需給調整し価格変動幅の抑制策を

消費税増後の景気議論が喧しいが、住宅産業では既に昨年「駆込み（押込み？）と反動減」が起こっている。大手住宅メーカーの対前年同月比の受注金額速報のグラフである。大東建託は賃貸住宅が主体で B-to-B である為、消費税増の影響は殆どないが、戸建て住宅は明らかに昨年 3 割程度の駆込み需要が発生し、9 月のピークには最大 9 割の受注増となったが、その反動で 10 月は最大 5 割減少している。特に建売住宅が多いタマホームの変動幅が大きい。売上額の変動を嫌う大手ですらこの状態故、中小はもっと変動幅が大きいはず。

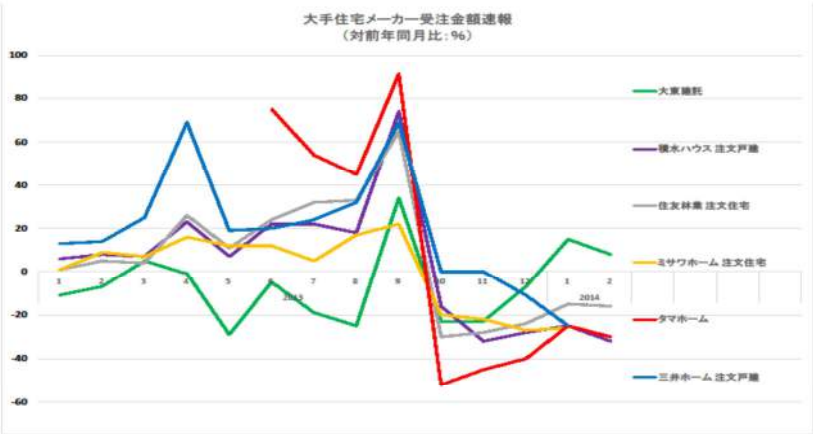

その結果、木材需要は昨年後半から需要が増加し、10 月～1 月はプレカット工場能力を超える発注があったが、今年 2 月から激減している。この反動減は 5 ヵ月程度続くと見られ 6 月までは住宅用木材需要低迷が予想される。

木材市況、特に国産材市況は昨年春先からの外材（特に欧州産製材品）の入荷増大市況低迷の影響を受けて、昨年夏場に下落したが秋口から高騰した。今年に入り落ち着いて来ているが、今後住宅需要の低迷に合わせて需給調整が出来なければ再び下落せざるを得ない。

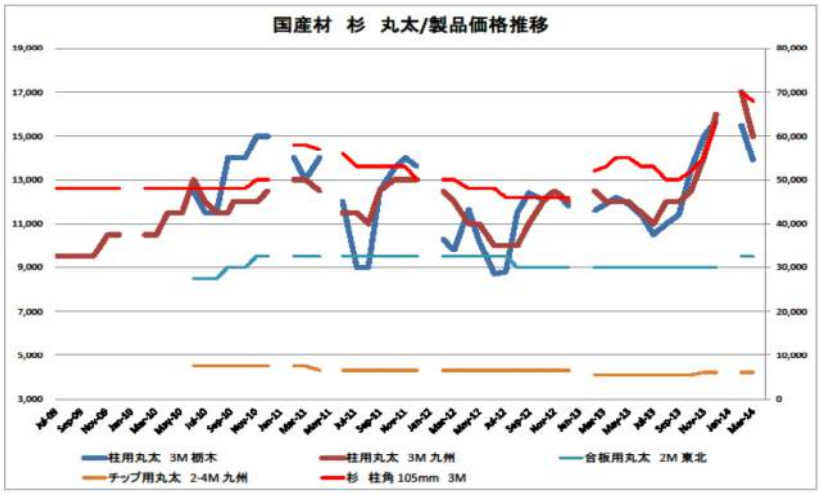

製材品の市況変動は 3 割程度だが、製材用原木価格の変動幅は 6 割以上で合板用やチップ向けと大きく異なり、まさに「山師の世界」の様相である。

この価格変動幅の大きさ、実商売としては「無い物高」と「叩き売り」の間を右往左往する事が実需家に取って「使い難い、当てにし辛い」建築資材となり、ライフサイクルが何 10 年も必要な国内林業を生業として成立し難くしている根本的原因である。

因みに、北欧フィンランドの立木価格推移は下記の通りで、2009 年のリーマンショックからの世界大不況時にはさすがに大幅に下落したが、その後は需給状態により上下してはいるが針葉樹製材用材で

€50-60/m3 の間での変動であり、一般的に林業家が再造林＋育林を補助金なしで持続的に行いうる €45/m3 を上回っており、林業は生業として成立し、持続可能な森林が保持されている。

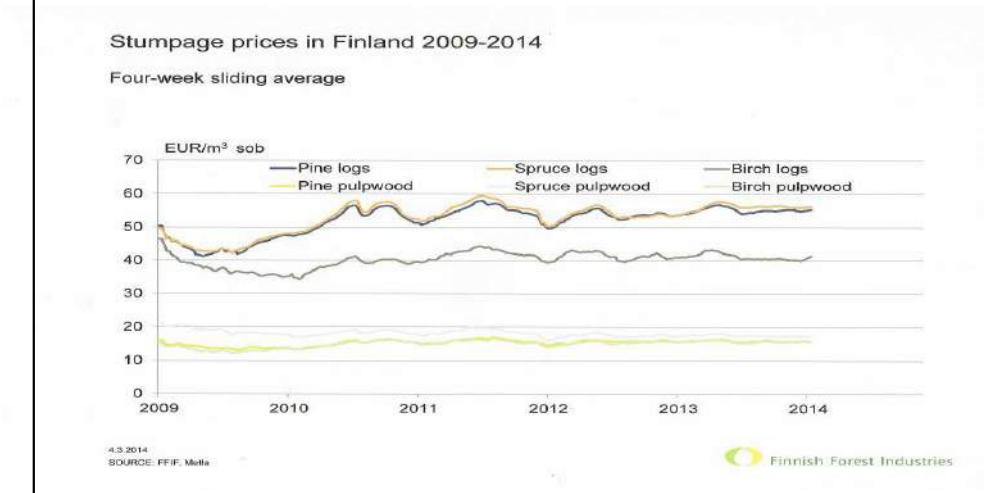

来年 10 月からは更に消費税再増税が予定されており、住宅需要の駈込み、増税実施後の反動減が予想される。今回と同様な経過措置が取られるとすると、反動減は来年夏場以降となり、1997 年の経験及び昨年の経験からすると最低 3 割の需要減退が来年夏以降継続的に起こると予想せざるを得ない。

後、1 年半の間に需給の変動に対応した市況変動抑制策が構築出来ずに国産材供給拡大が続けられれば、日本の森林価値は補助金を幾ら投入しても自立した循環型再生可能資源とは永遠になれないのではないか？と危惧する。折しも 2016 年は世界最大の木材需要国である米国での大統領選挙の年となり、木材需要は低迷すると予想する。これに中国等の新興国需要の減退が重なると世界的な木材需要減退となり、日本だけが蚊帳の外ではあり得ない。

早急に国産材の自律的需給調整機能の構築が求められる。

二国さん紹介

グローバルな木材情報をお伝えする二国レポートを連載します。

二国さんの略歴です。

1951 年　兎年生まれ
1973 年　京都大学農学部林学科卒業後、
　　三菱商事本店木材部入社
1983 年-1988 年　北米シアトル＋バンクーバー駐在
　　現地企業との合弁の製材工場運営および
　　針葉樹原木＋製材品買い付け業務
1992 年-1995 年　欧州材製材品輸入
2000 年　三菱商事を早期退職し、木材コンサルタント
　　＋エージェント業　（二国事務所）
2003 年-2006 年　秋田県木材加工推進機構　非常勤
　　コーディネーター
2010 年―木構造振興㈱客員研究員

今後の予定

4 月　5 日（土）会員セミナー
5 月 31 日（土）公開研修会
　　講師　藻谷浩介氏
　　（里山資本主義著者）

～皆様のご意見を歓迎いたします～
A-WASS　事務局(森の贈り物研究会内)
〒103-0004　東京都中央区東日本橋 3-8-1
　　東日本橋コーポラス 1 F
TEL: 03-3249-0421 FAX:03-3249-5133
E-mail:hanaoka@bdvision.co.jp
事務局長花岡携帯：090-4063-8468